

議案第 23 号

大野市博物館管理運営規則の一部を改正する規則案

令和 3 年 3 月 23 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

施設の市長部局への移管及び各申請書等への押印欄の廃止に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第 号

大野市博物館管理運営規則の一部を改正する規則

大野市博物館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1施設の欄中「武家屋敷旧内山家」、「和泉郷土資料館」、「笛資料館」及び「武家屋敷旧田村家」を削り、同表中越前大野城の項を削る。

別表第2施設の欄中「武家屋敷旧内山家」及び「武家屋敷旧田村家」を削り、同表中和泉郷土資料館の項、越前大野城の項及び笛資料館の項を削る。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大野市博物館管理運営規則

(平成17年11月4日教委規則第15号)

第1条～第17条 【略】

附 則 【略】

別表第1 (第3条関係)

施設	区分	開館時間
大野市歴史博物館 大野市民俗資料館 武家屋敷旧内山家 和泉郷土資料館 笛資料館 武家屋敷旧田村家	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）以外の日	午前9時から午後4時まで
	日曜日及び祝日法による休日	午前9時から午後5時まで
越前大野城	4月1日から9月30日まで	午前9時から午後5時まで
	10月1日から11月30日まで	午前9時から午後4時まで

別表第2（第4条関係）

施設	休館日
和泉郷土資料館	(1) 毎週月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日） (2) 祝日法による休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び祝日法による休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日以降で最も近い日のうち、休日等及び前号に掲げる日を除いた日） (3) 12月27日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） (4) 館内整理の期間
越前大野城	(1) 12月1日から翌年の3月31日までの日 (2) 館内整理の期間
大野市歴史博物館 大野市民俗資料館 武家屋敷旧内山家 武家屋敷旧田村家	(1) 12月27日から翌年の1月4日までの日 (2) 館内整理の期間
笛資料館	(1) 毎週月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日） (2) 祝日法による休日の翌日（その日が休日等に当たるときは、その日以降で最も近い日のうち、休日等及び前号に掲げる日を除いた日） (3) 12月1日から翌年の3月31日までの日（前号に掲げる日を除く。） (4) 館内整理の期間

様式第1号（第12条関係）

年 月 日

大野市教育委員会 殿様

申請者 住所

氏名

印

資料貸出許可申請書

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。万一資料を損失した場合は、損害を賠償します。

記

1 貸出資料

種別	名称	数量	備考

2 利用の目的

3 利用の場所

4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 資料の運搬方法

6 資料取扱責任者

様式第3号（第13条関係）

年 月 日

大野市教育委員会 殿様

申請者 住所

氏名

印

資料撮影許可申請書

次のとおり資料の撮影をしたいので申請します。万一資料を損失した場合は、損害を賠償します。

記

1 撮影資料

種別	名称	数量	備考

2 撮影の目的

3 撮影の場所

4 撮影期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 撮影の方法

6 撮影責任者

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

大野市教育委員会 殿様

申請者 住所

氏名

印

資料寄贈・寄託申込書

私が所有する資料を次のとおり寄贈・寄託したいので申し込みます。

記

1 寄贈・寄託資料

種別	名称	数量	形状	備考

2 寄託の場合、寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 2 号 【略】

様式第 4 号 【略】

様式第 6 号 【略】